

リズム体操倉田組規約

要保存 2024 年(令和 6 年)2 月 25 日改訂

第 1 章<総則>

リズム体操倉田組は、倉田小学校および PTA を基調とするものではなく、指導者が直接指導するものである。したがって活動内容・指導の方針は指導者に一任するものであり、保護者の積極的なボランティアによって実施されるものである。

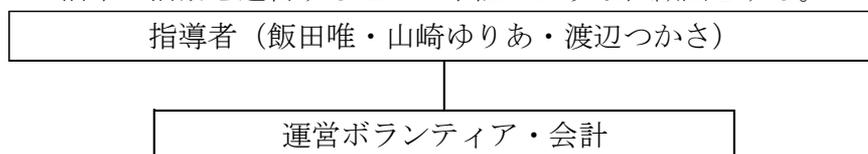
第 2 章<目的>

様々な年齢の児童・生徒が集まり、指導者とともにダンスを楽しみながら連帯感や集団性の向上を目指すものである。

第 3 章<組織>

指導者と運営ボランティア、会計で組織する。

前章の活動を運営するために下記のような組織図とする。



●運営ボランティア内容●

- ・名簿管理・会計(監査、任命含む)・合宿事前準備・イベント担当

第 4 章<運営>

- (1)リズム体操倉田組の活動報告と会計
- (2)新年度活動計画の報告
- (3)新年度予算計画の報告
- (4)必要に応じて説明会を開催
- (5)その他

[費用]

- ・スポーツ保険料として入部時と毎年 1 月に年額 1,000 円(高校生以上は年額 2,000 円)を徴収することができる。
- ・部費として 2 ヶ月毎の奇数月に月額 5,500 円(ピッコロクラスは月額 3,000 円)を徴収することができる。
- ・施設利用料として入部時と毎年 3 月に年間一家庭 6,000 円(ピッコロ家庭は 5,000 円)を徴収することができる。
- ・イベント参加料、それにともなうレッスン費用はイベント参加者より徴収することができる。
- ・会計は部費を年度末に決算し会計報告を作成し、会計監査を受け保護者に報告する。
- ・余剰金は次年度の行事費用にあてる。
- ・必要経費は、会計の承認を得て請求することができる。

[入部]

入部希望者はレッスンを体験し、部の雰囲気や活動内容を知り入部届を提出して正式入部とする。
(部費については月の途中1日～15日全額、16日以降半額徴収とする)

[休部]

原則として認めない。確たる理由がある場合はこれを認める。ただし休部する1ヶ月前に指導者の承認を必要とする。その場合、休部届と共に休部期間(1ヶ月1,000円)分の部費を納める。

[退部]

指導者に直接申し出てから、退部する月の1ヶ月前に退部届を提出する。

[活動]

- ・日時 毎週火曜日、金曜日の2回、あるいは1回で最大月8回。
- ・場所 倉田小学校体育館、あるいは小学校体育館が利用できない際は他施設

[服装]

ストレッチ性のある活動しやすい服(ジャージ等)と小学生以上は倉田組指定のシューズを購入し、着用する。

※スカートのみは禁止。スパッツ等着用すること。

[特別練習]

- ・発表会等がある場合は指導者の判断により特別レッスン日を設けることがある。
- ・発表会、合宿については、必要に応じて保護者説明会を開く。
- ・イベント時に衣装代が発生する場合がある。

[事故・障害]

- ・入部時に横浜市スポーツ安全保険へ加入が必要となる。
- ・レッスン内での事故は横浜市スポーツ安全保険の給付の適用を受けられる。
- ・事故が発生した場合、運営ボランティアに連絡をし、手当の医療機関への搬送、保護者への連絡をする。

第5章<規約改正>

規約は、指導者と運営ボランティアによって必要に応じて設け、改正することができる。

※個人情報の取り扱いについて※

倉田組では、お預かりした個人情報について、倉田組の運営以外には使用いたしません。
また、第三者へ提供することは一切ありません。